

東北地方太平洋沖地震被災者の皆様に対する
「事業者向け緊急融資」の取扱開始について

千葉信用金庫（理事長：伊谷 啓）は、東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様の災害復旧に少しでも役立てていただくために、下記のとおり「事業者向け緊急融資」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

【概要】

対象者	当金庫の会員たる資格を有し、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた法人・個人事業者	
資金使途	東北地方太平洋沖地震の被害に係る運転・設備資金	
ご融資金額	500万円以内	
貸付形式	証書貸付	手形貸付
ご融資期間	運転資金：5年以内 設備資金：10年以内	1年以内
ご返済方法	・毎月元金均等割賦返済 ・毎月元利均等割賦返済 ※元金返済据置期間は 6ヶ月以内	・期日一括返済
ご融資利率	年2.0%（変動金利型）	年2.0%（固定金利型）
お利息支払方法	毎月後払いとなります。	先払いとなります。
連帯保証人	法人	原則として、代表者以外不要です。
	個人事業者	原則として、配偶者または事業後継者となります。
担保	不要です。	

- ・お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。
- ・詳しくは、当金庫店頭窓口または営業担当までお問い合わせください。